



発行
東京都

目次

告示

○土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除…（環境局環境改善部化学物質対策課）…一

公告

○東京都環境影響評価条例に基づく着工の届出…二
………（環境局総務部環境政策課）…二

告示

●東京都告示第七百二十八号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、令和元年東京都告示第百五十七号、令和三年東京都告示第千三百八十号及び令和六年東京都告示第七百五十号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年六月二十三日

東京都知事 小池百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり（港区浜松町二丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準

に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物並びに砒素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

四 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

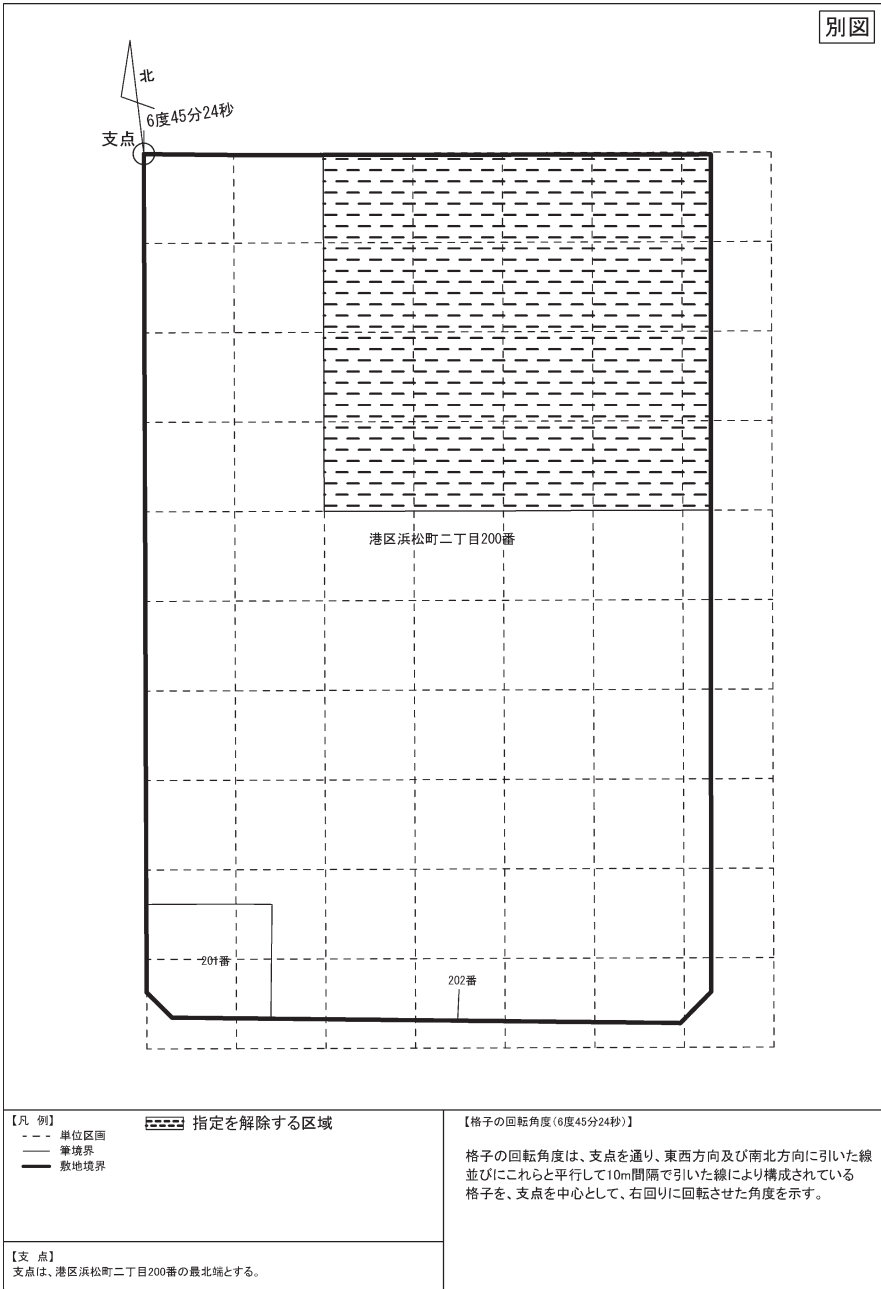
発行
東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号
電話 〇三(五三二)一一一一(代)
郵便番号
163-8001
定価

本号
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所
勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)
郵便番号
113-0001



リサイクル適性
この用紙は、100%再生紙のうえに
リサイクルされています。



公 告

東京都環境影響評価条例に基づく着工の届出
について

東京都環境影響評価条例（昭和五十五年東京都条例第九十六号）第六十六条第一項の規定に基づき、G L P 昭島プロジェクトについて、次のとおり着工の届出があったので、同条第二項の規定により公告する。

令和七年六月二十三日

東京都知事 小 池 百合子

一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

昭島特定目的会社

取締役 名古屋 秀和

中央区八重洲二丁目二番一号 八重洲セントラルタワー

一十六階

二 対象事業の名称

G L P 昭島プロジェクト

三 工事着手の予定年月日

令和七年六月三十日

四 工事完了の予定年月日

令和十年十二月三十一日

五 届出日

令和七年六月十二日